

会議名	平成26年度第1回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成26年4月24日（木曜日） 午前10時45分から午前11時25分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	（出席者） 田中副区長（委員長）、杉本企画経営部長（副委員長）、渡邊総務部長（副委員長）、大澤企画課長、 村山区役所改革担当課長、湯川財政課長、森総務課長、野上契約管財課長
出席所管課長	①大竹障害者福祉課長
事務局	古川指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会議次第	1 開会 2 議題 （1）指定管理者の選定について ①障害者グループホーム芝浦 3 閉会
配付資料	[席上配付] 資料1 指定管理者候補者選定調書（公募用） 資料1-2 指定管理者候補者選考委員会報告書 資料1-3 指定管理者応募者提案内容の比較表 資料1-4 職員配置表 資料1-5 選考委員会採点表 資料1-6 指定管理者指定申請書 資料1-7 選考委員会議事録 参考資料 平成25年度第5回港区指定管理者選定委員会会議録
会議の結果及び主要な発言	
大竹障害者福祉課長	議題1 指定管理者の選定について①（障害者グループホーム芝浦） （所管課長から指定管理者候補者選考委員会報告書等の説明）
大澤委員	今回の申請は1社のみですか。ほかにいなかったのですか。
大竹課長	説明会では5社が来ました。
杉本委員	結局応募は1社で、辞退はないのですね。グループホームは今後も施設が開設されるので、たくさん申し込んでいただけるように工夫した方が良いと思います。
大竹課長	区内事業者には事情を聞いてみたのですが、自営業のような小規模の事業者でバックアップ体制がとれないというところ、検討したけれども今回は受けるという結論には至らなかったというところなどがありました。
野上委員	グループホーム芝浦に対するバックアップ施設をはつらつ太陽にするという提案について、区が公募の条件として位置付けをしたうえで評価したのですか、それとも事業者からの提案があってはじめて評価したのですか。また、はつらつ太陽を運営する職員は必要最小限の人数であれば、他施設のバックアップとなる余力はないではありませんか。 職員配置表の管理者は、「常勤で、かつ原則として管理業務に従事するもの」で、支障がなければ「他の職務の兼務可」とすると、常駐する職員の中で他の職務との兼務なのですか、それともこの管理者ははつらつ太陽にいる職員が兼務するのですか。つまり、「他の職務の兼務可」とは、他施設の職員との兼務も可能ということですか。

大竹課長	バックアップ施設については、事業者から提案を受けたものです。管理者については、職員でも、本社の管理者でも構わないことになっています。例えば、グループホームの類似施設の生活寮では他の場所の職員が管理者として勤務しても可能としています。
野上委員	バックアップ施設を想定するならば、はつらつ太陽にバックアップ機能は備えているのかとか、はつらつ太陽の職員に余剰があるのではないかということになりませんか。
大竹課長	余剰はありません。グループホームでは毎日、職員が宿直として泊まることになっており、労働基準法で1週間に2回以上の宿直はできない規定があるため、バックアップ施設支援員による宿直については職員が交替して対応します。
渡邊委員	報告書の選考委員の意見に、「医療的ケアのある障害者や重症心身障害児への支援についても期待できる」とあるのですが、夜間でも対応できる体制があるのですか。
大竹課長	募集要項の中で、福祉型短期入所を実施すること、それからこれまで医療的ケアが必要な方への対応や重症心身障害児への短期入所のサービス提供十分できていないので、それに関する提案を期待しました。はつらつ太陽の建物には高齢者施設があって、医療的な対応・配慮ができることもあり、またはつらつ太陽には医者や看護師もいるので、支援についても期待できるので、実際に事業展開が実現するかどうかは別にして、今後、期待できるという意見です。
委員長	1社の選考だからかもしれませんが、選考委員会の議論が「ここしかない」という中で進んだ感じがします。医療的ケアのような事項を選考理由にしていること、また、「区の課題をとともに検討することができる可能性がある」といった指定管理者の選考であるのに、公募要項に関係ない事項が記載されており、選考理由として適切ではありません。はつらつ太陽の事業者ということで選考しているのであれば、他社が応募していたら、公正を欠くことになりませんか。
大竹課長	選考理由の記載を修正します。
委員長	さまざまな障害者施策の可能性としては理解できますが、グループホームの指定管理者の選考には関係はありません。それから、新橋はつらつ太陽は公の施設ではなく民営で、「苦情解決に係る第三者委員を活用」を提案していますが、公の施設の個人情報について、民営施設の第三者委員を活用するのは適切ではありません。障害者の施設という点で混同せず、公の施設で区の代行をするという理解が必要です。
大竹課長	また、バックアップ体制を提案しているといいますが、単に宿直のローテーションをまわすということですね。だから、バックアップ施設との連携により適切な人員配置を行う能力がある、という第2次審査の審査項目があるのですが、これは適切なのですか。
大竹課長	個人や家族経営のような団体は別にして、法人のグループホームの運営については、先ほどの宿直の体制を確保できるかがこの施設の運営において最も重要であると考えているので、この審査項目を入れています。
委員長	生活寮の指定管理者の選考においても項目は同じでしたか。
大竹課長	そうです。生活寮も同じように人員体制があります。
委員長	運営が確実にできるかという点ですね。バックアップ施設がないと運営が難しいということですね。
大竹課長	結果としてバックアップの「施設」又は「体制」があればよいので、選考の項目としては、「施設」は必須条件ではないので「体制」のほうが適切です。

委員長	審査項目を選ぶときから、指定管理者のイメージがあるような誤解を受けてしまいます。宿直ローテーションや常勤職員の配置などは斟酌して審査項目を選んでいるとは思いますが。
大竹課長 委員長	公募前の選定委員会で受けた意見を十分反映できるように項目を選定したつもりです。ローテーションを組むためのバックアップというのは、施設を有していないと応募できないような印象を与えてしまうのでは、良くないと思います。1社の応募であっても、他者が応募していると想定した審査をしていただきたいということです。
大竹課長	生活寮フレンドホーム高浜は、管理人の居室があって管理人が家族で生活できるようになっていますが、この障害者グループホーム芝浦については、管理人用の居室がなく管理人や支援員は通勤するので、それをカバーするローテーションを組む必要があるため審査項目に入れました。しかし、バックアップの施設までは必要ではありません。
委員長	兼務職員については、配置基準の点で問題はありますか。サービス管理責任者は計画を作成するだけなので、施設に常駐しなくてもよいということですね。
大竹課長 委員長	はい。 世話人とサービス管理責任者は、1人を専従として配置するということですね。
大竹課長 大澤委員	はい。 どちらが本務なのですか。
大竹課長 委員長	世話人を1人配置し、サービス管理責任者を兼務します。 世話人とサービス管理責任者のどちらが本務で兼務なのかがわかりにくいです。
大竹課長 委員長	わかりました。明確にします。 3人が専従で、管理者は何と兼務なのですか。
大竹課長	はつらつ太陽の職員が兼務をします。世話人とサービス管理責任者は別の人が兼務で対応します。
委員長 大竹課長	はつらつ太陽の施設長は、バックアップの中には入っているのですか。 はい、そうです。
委員長 大竹課長	そのような体制を認めているのですか。 はい。公募要項の中では、法の規定に基づいて兼務するよう規定しています。
委員長 大竹課長	緊急時に代理を務めるのは誰ですか。 代理は、サービス管理責任者である世話人か、又ははつらつ太陽の施設長になります。
委員長 大竹課長	はつらつ太陽というバックアップについては別に考えてください。 管理者がいなければ、サービス管理責任者が世話人と兼務ですが、その人が責任者になります。
委員長 大竹課長	日常的な対応については、常駐の世話人が担うということですか。 そうです。
委員長 大竹課長	管理者ははつらつ太陽と兼務になっているので、何かあったときには、副責任者だけになるので世話人には対応できないですね。 そうですね。例えば、生活寮も同様の体制になっています。
委員長 大竹課長	生活寮の施設長は常勤ではないのですか。 常勤1人を世話人として配置しますが、管理者は別のところにいます。
委員長	公の施設なので、何かあったときの対応は厳しく問われます。その視点では、責任者は

	<p>常駐させるということも考えられます。その責任者とサービス管理責任者、つまり世話人と兼務しても構わない、というのであればわかりますが、施設の責任者は、常駐に近い、責任を持って運営するということを示してほしいです。</p>
大竹課長	通常、小規模グループホームでは、管理者、サービス管理責任者と世話人が同一人です。
委員長	それはわかりますが、この施設について誰が責任を持って管理運営するのですか。
大竹課長	サービス提供の責任者はサービス管理責任者で、日常の業務は世話人が責任を持ってサービスを提供することになります。
杉本委員	サービス管理責任者を兼務する世話人が施設長なのではないですか。管理者は、本社の経営者のような地位で、現場の施設長は世話人で常勤という役割で。
委員長	一般的に、世話人がこの施設を代表するということなのですか。
大竹課長	組織でいえば、施設長が係長級の施設があるとすれば、係長に相当すると思います。ただ、管理者は所管課長が管理者となっている、ということだと思います。
企画経営部長	今の例でいえば、施設長は課長の位置ではないですか。
委員長	世話人は責任を持って施設を管理して、あとは本部を含めてローテーションを組んで対応し、管理者は、主に人事管理上の管理を担うので、施設長ではない。あくまでも世話人は常勤で配置している、宿直があるので、ローテーションで対応するが、責任は世話人が持っていると言明していかなければ、理解がうまくいかないでしょう。
大竹課長	わかりました。わかりやすい表現の説明に努めます。
委員長	説明する際は、サービス管理責任者は世話人が兼務としてください。公の施設のグループホームとして初めての施設なので、明確に説明してください。
大竹課長	はい。
杉本委員	管理者の役割として、入所の際の面接などは担うのですか。
大竹課長	生活寮では、入所の調整などは管理者とサービス管理責任者、兼務の世話人が両方とも関わっています。意思決定については、管理者に加わっています。
委員長	他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、社会福祉法人長岡福祉協会を障害者グループホーム芝浦の指定管理者候補者とすることについて、了承します。(結論)
	以上で平成26年度第1回港区指定管理者選定委員会を終了します。